

令和元年度第1回京都市はぐくみ推進審議会 摘録

日 時 令和元年7月22日（月） 17：30～19：30

場 所 京都ガーデンパレス 2階 葵

出席者 安保千秋会長，川北典子副会長，石塚かおる委員，稲川昌実委員，井上直樹委員，植松明彦委員，大橋憲宏委員，岡美智子委員，川中大輔委員，小谷裕実委員，杉原颯太委員，徳岡博巳委員，長澤敦士委員，西恵味委員，野田正人委員，初田幸隆委員，柊あずさ委員，藤本明美委員，升光泰雄委員，松山廉委員，水野菜々委員，矢島里美委員，山本智也委員，山本奈未委員（24名）

欠席者 雨宮万里子委員，石垣一也委員，埋橋孝文委員，木村友香理委員，中川佐和子委員，松田義和委員（6名）

次 第

1 本市挨拶

2 議題

- (1) 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」について
- (2) 「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定について
- (3) 「京都市はぐくみ・働き方改革推進宣言」について

3 報告

- (1) 平成30年度における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況について
- (2) 児童相談所業務評価制度の見直しについて

4 その他

(司会：和田 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課課長)

事務局	【議題（１）】 「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」について 資料１「子ども・若者に係る総合的な計画（仮称）」に基づき説明
升光委員	資料１「５ 目指すべきまちの姿」で、『子育て・「共育」環境日本一』とあるが、自分たちで「日本一」だと言っていいのか。 資料１「３ 子ども・若者、その家庭を取り巻く現状」では、不安感・負担感の増大や少子化の進行など、様々な課題がある。そのような現状の中、「５ 目指すべきまちの姿」の１番下で、「真のワークライフバランスが息づき、すべての人が幸せを感じることができる。」とのギャップが非常に大きい。幸せを感じられない人も多いのではないかな。 「４ 基本理念」にある「働く人が幸せと希望を感じ」、「結婚・出産・子育ての希望を持つすべての人の想いを叶え」の部分も、結婚・出産・子育てが安心してできるように取り組んでいくのは分かるが、文章をきれいにしすぎではないかな。 また、「６ 優先的に取り組む事項」、「若者のライフデザイン形成への支援」の「社会体験の実施」について、経済をはらんだ利益社会に子どもたちが良い形でつながっていけるようにという意図が感じられるが、子どもたちは過ごしている共同社会の中で社会体験を既に行っているはずである。日本では利益社会と共同社会が分断されてしまっていることが課題で、社会体験を子どもがしていないと書くのは、どうかと思う。
事務局	表現がきれいすぎるのではないかなという御指摘であるが、昨年度までの議論を踏まえて、計画には前向きなビジョンを掲げていこうという方向で、現在の文言に落ち着いている。 若者のライフデザイン形成については、学校の学びと社会での学びとが乖離しているのではないかなという意見もある。生涯にわたって、自己実現に向けてどのような取組が必要か、大人の押し付けではなく、子どもたちが自ら学びたい、体験したいということも踏まえ、適正な表現を検討してまいりたい。
升光委員	私自身は労働体験や生き方チャレンジが面白くて好きであり、子どもたちも大好きだと思う。社会体験が悪いわけではないと思うので、子どもたちにとってのより広い又は深い社会体験といった表現にするなど、工夫してほしい。

山本（智） 委員	「ユースサービス」，「若者の自己成長を支援する」という基本理念がユースアクションプランにあるが，「若者のライフデザイン形成への支援」ではあまり強調されていない。 既定の社会に若者を適応させるのではなく，青少年・若者が社会を形成する活動を促進するというのが現行のユースアクションプランでうたわれている，子ども・若者に係る総合的な計画になっても，その理念は変わるものではないと思うので，それを踏まえた表現にしていいただければと思う。
川中委員	優先的に取り組む6つの事項を改めて見ると，子ども・若者が教育や支援の対象という位置づけが強い。もちろんその側面はあるが，ユースアクションプランでは，若者というのは若い市民であるとうたっていることが特徴的であった。教育や支援の対象としてだけでなく，共に社会を創造して，形成していく共同主体であるという観点が，優先事項においても，施策の体系においても，見えにくくなっていることについて，今後改善していければと思う。
事務局	資料1は簡潔にまとめたものであり，若干言葉足らずになっている部分もある。表現については引き続き検討してまいりたい。
小谷委員	「安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い」において，「医療的ケア児保育支援事業」だけが強調されている。 また，第2章の主な推進施策で「障害の特性や状況に応じた支援の提供」とあるが，他のところは，早期発見，横断支援など，具体的でわかりやすいのに対し，少し具体性に欠け，曖昧である。この第2章に挙げられている部分も全て，障害のある人に当てはめることができるので，例えば，貧困家庭や若者，ニート，ひきこもり，ひとり親家庭に，「障害のある方」を入れると，全て網羅できると思う。
事務局	部会でお示しした各論では，様々な課題に応じた，体制の強化や充実などを記載していたが，今回お示しした素案では，一部の表現しか，反映できないことへの御意見かと思う。頂いた御意見について検討してまいりたい。 【議題（2）】 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について
事務局	資料2「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき説明

長澤委員	⑥の児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助の今後の方向性で、児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により、新たな職員を確保していくとあるが、ここだけ「職員の確保」が目標となっており目立っている。職員を確保しないと対応できないという状況があるのか。
事務局	今後も増え続ける学童クラブニーズに対応するためには、場所を確保することも必要だが、当然、その量に見合った職員と体制を確保することも必要である。そういった意味で、最後の部分に、関係団体との連携により、新たな職員を確保していくと記載させていただいた。
石塚委員	⑨と⑩のショートステイとトワイライトステイを受け入れているのは児童養護施設と乳児院がほとんどであるが、国が大きな施設はなくしていけという変革を求めてきている。 両事業はこれまで児童養護施設が行っている場合が多く、地域小規模施設や里親ではショートステイ、トワイライトステイを受け入れるのは難しい。今後、児童養護施設と乳児院がやっていくかどうか不明である。これまでは施設で、ある程度余裕があったのでやっていけたが、今後、経済的にも体制的にも余裕がなくなる。このまま受けていくのは無理ではないか。
事務局	ショートステイとトワイライトステイに関しては、石塚委員がおっしゃられるように、児童養護施設と乳児院、母子生活支援施設において事業を実施している。児童養護施設のあり方が変化していくのは承知しているが、現状でも限られた施設で受けていただいている。この5年間について、平均した数は確保できるのではないかと見込んでいる。 なお、量の見込みと確保方策については、向こう5年で、状況に変化等があれば、必要に応じて、見直すこととしており、現行の計画についても平成29年度に見直しを行っている。大きな乖離等が生じてくれば、見直しを検討してまいりたい。
徳岡委員	ショートステイとトワイライトステイは、施設の空きスペースで行っている。したがって、ニーズと受け入れる容量とにギャップがある場合がある。実施にニーズは高いが、預かった人数は減るということが起こってくる。ニーズについて、実績値で見積もると、乖離する可能性があるので、慎重に見積もる必要があるのではないか。

事務局	平均で算出しているところではあるが、今後子どもの数が減っていくこと、受け入れてほしいというニーズが10数パーセントあることを踏まえたうえで現状維持とさせていただいている。
石塚委員	ショートステイとトワイライトステイというのは、24時間、365日、急に今日泊まらせてくれ、預かってくれ、というものであり、児童養護施設と乳児院ができないとなると、それ以外にできるところはおそらくないと思う。もし受け入れられなくなったら、事業としては立ち行かなくなるし、ショートステイ単独の施設を作るしかない。
事務局	社会的養護の計画の検討の中で、養護施設と里親やグループホーム等々の関係性を整理し、どういった子どもをどこでどのくらい預かるのかという議論をしていかなければいけない。 また、実績は上がっているが、施設の受入実績が区によって偏っており、実績とニーズが見合っていない部分はあるかと思う。ショートステイは、虐待を受けた子どもたちを守るために預かるという制度になっていないので、制度そのものの在り方も見直さないといけない。 ただ、今の時点では、現行の制度に即して算定するほかなく、御了承いただければと思う。社会的養護全体の議論と合わせて、整理させていただきたい。
野田委員	虐待、要支援の関係で気になっていたのが、保育所の優先利用に関わる児童福祉法第24条第4項と第5項についてである。 行政側から保育をお勧めしなさいというこの規定については、京都市の実績を過去見たことがなく、仕組みも分からない。トワイライトステイやショートステイに関しては、夜の部分もカバーするわけだが、リスクのある低年齢の子どもたちに関しては、通常の保育だけではなく、子育てに不安がある家庭も使ってもらおう枠があると思う。これに関してはニーズ予測も難しく、実際にどれくらい使われているのか分からないが、ショートステイとの関係でいえば、積極的に使っていくことを求められる時代になるかと思う。 保育の無償化の関係で、保育のニーズが全国的に増える中、本当にリスクのある家庭についてどのように対応するか、支援の流れの議論をお願いしたい。 まずは、リスクのあるケースについて保育所をお勧めするということが行政の窓口や地域の方にどのくらい浸透しているのか、あるいはこのシステムを柔軟に使えるようになっているのか、理解できていないので、教えていただきたい。

事務局	御質問の措置入所については、ここ数年の実績はゼロで推移しているが、ネグレクトや虐待のおそれについて、子どもはぐくみ室のケースワーカーが把握して、保育園と利用調整をするという事例は一定数ある。子どもだけでなく、保護者支援も合わせて各区で実施している。 制度の浸透という面では、大々的に広報しにくいものであるが、区役所の職員は当然分かっているし、保育園の先生にも御理解いただいている。 働いていなくても、ネグレクトや虐待のおそれがあり、保育園で日中対応することが望ましい場合は、市長が必要と認める場合として、加点することができ、優先的に入園できるような仕組みを取っている。
川北副会長	【議題（３）】 「京都はぐくみ・働き方改革推進宣言」について 資料３「京都はぐくみ・働き方改革推進宣言（案）」に基づき説明
川北副会長	この宣言は、幼保推進部会で議論をしてきたので、どうしても就学前の子どもの関係者の視点が強くなっているが、今後、はぐくみ推進審議会全体として、より幅広い視点から議論をしていただいて、ブラッシュアップしていただければと考えている。 そして、この宣言が採択された暁には、就学後の子育てにも共通する内容であり、大人自身の生き方や、日本の社会・経済のあり方にも関わる内容なので、児童館等の就学後の関係団体や、経済関係団体、一般の企業等も含めて、ボーダレスに広く賛同をしていただきたいという思いを持っている。
山本（智）委員	若者・青少年に関わる部会を担当している者として、この表題で宣言されることについて、例えば、子育てに関する宣言ということであれば、賛成するが、若者の記載があまりなく、これを若者も含めた「京都はぐくみ・働き方改革推進宣言」とするというのがあれば、反対する。
野田委員	「子どもの楽園」はおそらくモースの有名な文献のものだと思うが、社会全体が子どもを規律正しく、かつ濫用しないように育てている、というところに特徴があると思う。 前文との関係で違和感があるのは、１番の後段、働き方改革の目的のような部分が、親が仕事を早く終わらせて施設に子どもを引き取りに行き、親子が充実した時間を持ちましょうというスローガンになっていることである。

稲川委員	その点は、2番とも矛盾する。施設に預ける時間は短い方が良く、親子の時間は長い方が良いということが、全体的に強調されており、前文の趣旨とは違うような気がする。 働き方改革はしっかりしてもらったうえで、仕事が終わった後に、子育てだけでなく、地域のボランティアに参加するといった絵姿でもいいのではないか。若い世代のそういった活動への参加につながる要素を入れていただけるとありがたい。 また、働き方の短時間化ということは、下手をすると収入の低下にもつながるため、慎重に取り扱う必要がある。 江戸末期には、京都の6割が燃えてしまい、存続をどうしていくかといった時に、まちの人が力を合わせて小学校を作り、人を育て、文化芸術を大事に、ものづくりをしようという精神があったと思う。こうした歴史に学んで、地域力を最大限に生かすという趣旨が内容に入っていると思う。 宣言することは良いと思うので、地域ぐるみの取組であるという部分がきちんと整理できれば、京都市児童館学童連盟として賛同させていたきたいと考えている。
安保会長	就学後の子どもたち、それから若者の観点も踏まえ、幼保推進部会だけではなく広い視点で議論していく必要がある。事前に川北副会長と事務局を含めて検討させていただき、子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会において、改めて掘り下げて議論していただいたうえで、全体会議でまた議論したいと考えている。
升光委員	5年前も子ども・子育て会議が始まった段階でこの提案をさせていたでいる。子ども・子育て新制度になっていく時に、子どもの問題が、施設をどう作るか、量の確保の問題に終始してしまうのではないかと、という危惧から始まったものである。また、人が働くということはどういうことなのか、子育てや子どもが育つということと合わせて議論してほしいというところから紡がれてきたものである。私も改めて読むと、もっと深く議論しないといけないなと感じた。色んな立場の委員から意見を聞きたい。
安保会長	今後の審議の進め方としては、子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会で掘り下げていただき、そこで出てきた意見を踏まえ、審議会の委員、特別委員も含めて、事前に意見聴取を行ったうえで、次の全体会議で審議したいと考えている。

山本（智） 委員	私は、子どもと若者の未来をはぐくむ社会環境づくり部会の部会長だが、幼保推進部会で出てきたものを、こちらで引き取るような形になる。今日出てきた意見を踏まえて、もう一度幼保推進部会で中身を精査していただいたうえで、社会環境づくり部会に渡していただかないと部会長として非常に困る。
川北副会長	私も先ほど升光委員が言われたように、幼保の視点でずっと考えていたので、おそらく不足の部分もたくさんあるだろうと思い、様々な御意見を頂戴したいと考え、本日提案させていただいている。今日頂いた意見も踏まえて、幼保推進部会でもう一度整理をして、再検討したほうがいいかな、と私個人は考えている。
野田委員	時間が限られている中、各部会でもおそらくハードな議論をされているかと思う。その中で、あえて宣言というものを計画とは別に出さなければいけない意義というのも含めて検討していただきたい。むしろ計画をしっかりと練った方が良く、その前文をしっかりと書くということの方が良いのではないかな。インパクトのあるものを出したほうが良いという思いがあるとしたら、それは審議会の役割なのかということも含めて、御検討いただければと思う。
安保会長	どういう進め方をするかは、事務局と検討させていただくことにする。
事務局	【追加報告】 資料4「平成30年度における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況について」 資料5「児童相談所業務評価制度の見直しについて」に基づき説明 支援を必要とする小学生以上の児童に対し、放課後や学校の休業日に、生活能力向上などを目的とした訓練等の支援を行う放課後等デイサービスについては、平成24年度の制度創設以来、事業所の急増に伴い、事業所の地域偏在や支援の質の向上が課題となっている。 本市では、平成30年度に「障害のある児童に係る実態把握」を実施し、課題解消に向け、第1期障害児福祉計画を見直したところである。 とりわけ、事業所の地域偏在の解消に向けては、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に事業の新規申請に制限を掛ける、区役所・支所単位を基本とした「総量規制」を実施することとしている。 今年5月の市会においても、放課後等デイサービスの取組強化につい

	て質疑が行われ、総量規制の実施を含め、支援を必要とする子どもたちに身近な地域で質の高いサービスが適切に提供されるよう全力で取り組んでいくということを、市長からお答えしているところである。
--	--

現在、総量規制の実施に向けて、公平性の確保と事業所の質の向上を踏まえた、事業所指定の手法を検討しているところであり、今後、本審議会の委員の皆様の御協力をいただきたいと考えているので、引き続きよろしくお願いしたい。

(以上)